

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により，令和7年特定計量器の定期検査の期日，場所等を次のとおり告示する。

令和7年2月28日

旭川市長 今津寛介

1 定期検査を行う区域

区域	備考
宮下通，各条通，南各条通，常盤通，中常盤町，上常盤町，曙各条，曙北各条，宮前各条，常磐公園，各条西，亀吉各条，豊岡各条，東光各条，東鷹栖東各条，東鷹栖各条，東鷹栖東1線，東鷹栖各線，物流団地各条，東山，神居町，神居各条，忠和各条，高砂台，台場各条，南が丘，台場東，旭神町及び旭神各条	
新星町，パルプ町，パルプ町各条，金星町，東各条，新富各条及び秋月各条	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「省令」という。）第39条に該当する場合に限る。

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。），分銅及びおもり

3 定期検査実施の期日及び場所

検査期日	検査場所	住所	受付時間
令和7年6月4日	旭川市東光公民館	東光10条3丁目	午前9時30分から午後3時まで
令和7年6月9日	旭川市東部まちづくりセンター	豊岡3条3丁目	
令和7年6月10日	旭川市中央公民館	5条通20丁目	
令和7年6月18日・19日	旭川市第二庁舎	7条通10丁目	
令和7年6月24日・25日	旭川市神楽市民交流センター	神楽3条6丁目	
令和7年6月26日	旭川市計量検査所	東5条3丁目	

検査時間は、午前9時30分から午後3時までとする。

4 所在場所検査（省令第39条に該当する場合）

対象事業所において受検希望の場合は、所在場所定期検査申請書（省令様式第13。以下「申請書」という。）を提出すること。

検査期日	対象事業所（次の区分に従い、次に掲げる条件のいずれかに該当する事業所）	申請書の提出締切日
令和7年4月7日～5月30日	<p><商業関係></p> <p>① 1店舗で使用している特定計量器が10台以上あること。</p> <p>② 特定計量器を使用している店舗数が5店舗以上であるか、又は使用している特定計量器が20台以上あること。</p> <p>③ 特定計量器の運搬が著しく困難であることその他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	令和7年3月31日
令和7年4月7日～5月30日	<p><工業関係></p> <p>① 取引又は証明に使用している特定計量器が10台以上あること。</p> <p>② ひょう量1トン以上の特定計量器が設置されていること。</p> <p>③ 特定計量器の運搬が著しく困難であることその他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	令和7年3月31日
令和7年9月1日～9月30日	<p><高精度関係></p> <p>① 最小の目量が、100ミリグラム以下の電気式はかりを使用していること。</p> <p>② その他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	受検時申請
令和7年7月1日～10月31日	<p><省令第39条第1項第5号に該当する検査></p> <p>① 神居町，東鷹栖東各条，東鷹栖各条，東鷹栖東1線，東鷹栖各線，物流団地各条及び東山で、ひょう量150キログラム以下の特定計量器を使用していること。</p> <p>② 電気式はかりで、特に運搬が著しく困難であると市長が認めたものを使用していること。</p>	申請書不要

令和7年8月 20日	<大型スケール> ひょう量5トン以上の特定計量器が設置されていること。	令和7年7月 18日
---------------	--	---------------

備考

「検査期日」には、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まないものとする。

5 計量検査所における検査

3及び4に掲げる検査期日以外の日については、旭川市計量検査所において検査を実施する。ただし、休日を除く。

6 定期検査についての問合せ先並びに申請書の交付及び提出の場所

旭川市計量検査所

旭川市1条通8丁目フィール旭川7階

電話 20-0360